

申請についてのご注意

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）の申請はできませんのでご注意ください。

1 代理申請について（申請書は本人が記入してください）

- 申請書類の提出は代理の方でもできます（受取りは必ず申請者本人です）。ただし、『紛失・焼失旅券の失効手続きをされる方』、『旅券を損傷してしまった方』、『居所申請の方』、『刑罰等関係欄に該当のある方』などは代理申請できません。また、『非ハボン式ローマ字表記・別名併記・長音表記希望の方』は、他に必要な書類がありますので必ず事前にご相談ください。
- 申請書は申請者本人が見開き面（中面）の記載例を参考に記入してください。なお、表面の「所持人自署欄」「刑罰等関係欄」と裏面の「申請者署名欄」「申請書類等提出委任申出書欄」に記入漏れがないように注意してください。
- 申請に必要な書類一式（申請者の本人確認書類を含む）の他に、代理の方の本人確認書類も必要です。
- 5人以上の代理申請をする場合は、あらかじめ窓口で電話で予約してください。

2 未成年者（申請日現在20歳未満の方）の申請について

- 5年旅券の申請に限られます。
- 申請書裏面の「法定代理人（親権者、後見人など）署名欄」に、親権者である父または母あるいは後見人（法定）の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住等の理由で、申請書に直接記入できない場合は、親権者本人の署名のある「同意書」をお持ちください。
- 申請者が小学生以下の場合で、親権者等と同時に又は親権者等が代理で申請する場合は、親権者等の本人確認書類が申請者の本人確認書類の一つとなります。

3 居所申請（福島県以外に住民登録をしている方の申請）について

旅券の申請は、原則として住民登録のある都道府県での申請になりますが、『学生』、『長期出張者』、『単身赴任者』、『船員』、『一時帰国者』等で、一時的に福島県に住んでいる方は、福島県でも申請できます。

- 代理申請はできません。必ず申請者本人が窓口に来て申請してください。
- 住民票のほかに必要な書類がありますので、必ず事前にご相談ください。

4 有効期間内の申請について

旅券は、次に該当する場合は新たな旅券に切り替えができます。ただし、残りの期間は切り捨てになります。

- 残りの有効期間が1年未満となった場合
- 査証欄に余白が少なくなった場合（なお、査証欄は一冊に1回に限り増補することができます。）
- 婚姻・転籍等により、旅券面の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更があった場合（訂正申請もできます。ただし、氏名の訂正の場合、旅券面の所持人自署及びICチップ内のデータは訂正されません。）
- 2006年（平成18年）3月19日以前の発行年月日の非IC旅券を返納して、IC旅券を希望する場合

5 その他

- 申請後の取り下げはできません。
- 郵送による申請はできません。
- ビザ（査証）の取得手続き及び切り替える旅券内のビザの有効性などについては、あらかじめ渡航先国の在日大使館（領事館）にご確認ください。
- 旅券の交付前に旅券番号をご案内することはできません。また、新しい旅券の番号は、前旅券の番号とは異なります。
- 今までに旅券を申請して受け取らなかった方は、必ず窓口に出してください。また、代理申請はできません。
- 刑罰等関係欄の各事項に該当する場合は、別に手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

受取りについてのご注意

- 1 旅券の受取りは、年齢に関係なく必ず申請者本人が窓口に来てください。（代理受領や郵送での受取りはできません。）
- 2 申請した旅券は申請日から6か月以内に必ず受け取ってください。なお、6か月を超えた場合は、旅券が失効することになります。
- 3 受取りの際には、申請時にお渡りする「旅券引換証」、手数料が必要です。
- 4 手数料は、下記のとおり収入印紙及び福島県収入証紙で納めてください。

旅券の種類	収入印紙	福島県収入証紙	計
10年間有効な旅券（20歳以上）	14,000円	2,000円	16,000円
5年間有効な旅券（12歳以上）	9,000円	2,000円	11,000円
5年間有効な旅券（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

窓口名	場 所 / 連絡先	受付時間	受取までの日数
福島県 パスポートセンター	コラッセふくしま1階 電話 024 (525) 4032 〒960-8053 福島市三河南町1-20 FAX 024 (525) 4018 http://www.pref.fukushima.jp/kokusai/passport/passport.html	(申請) 月～金 9:00～18:00 (受取) 月～金 9:00～19:00 日曜日 9:00～17:00	※ 申請日から5業務日目を以降
郡 山 窓 口	郡山合同庁舎南分庁舎2階 電話 024 (935) 1222 〒963-8876 郡山市麓山一丁目1番1号	(申請) 月～金 8:45～16:00 (受取) 月～金 8:45～16:30	※ 申請日から8業務日目を以降
白 河 窓 口	白河合同庁舎1階 電話 0248 (23) 1508 〒961-0971 白河市昭和町269番地		
会 津 若 松 窓 口	会津若松合同庁舎1階 電話 0242 (29) 5220 〒965-0873 会津若松市追手町7番5号	(申請) 水 9:45～15:00 (受取) 水 9:45～15:30	※申請日から2週間目の 水曜日以降
南 相 馬 窓 口	南相馬合同庁舎1階 電話 0244 (26) 1119 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地		
い わ き 窓 口	いわき合同庁舎1階 電話 0246 (24) 6010 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地		
南 会 津 窓 口	南会津合同庁舎2階 電話 0241 (62) 2062 〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1号		

※業務日：土曜、日曜、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除きます。